

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成31年1月21日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから本件処分の違法性・不当性を主張していると解される。

請求人と居住者の関係は、〇〇サービスを提供し、対価を受取る側と〇〇サービスを受け対価を支払う側である。よって稼働収入の一種に当たり控除なしの全額収入認定は不当である。また、過去にも同様の事例で、控除を受けた例が複数回ある。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年12月19日	諮問
令和2年1月24日	審議（第41回第3部会）
令和2年3月6日	審議（第42回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

#### (2) 次官通知

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「実施要領」という。）の第8・3・(2)・イ・(ア)によれば、収入の認定における指針として、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされている。

## 2 本件処分について

- (1) 平成31年1月7日、処分庁は、請求人から本件収入に係る収入申告を受け、その際、処分庁の担当者は、請求人に対し、本件収入については、8,000円を控除した残りの2,000円が収入認定される旨説明を行ったことが認められる。
- (2) 処分庁は、その後、本件収入について検討したところ、本件収入は稼働収入ではなく、実施要領第8・3・(2)・イの仕送り、贈与等による収入に該当するとして本件処分を行ったことが認められる。
- (3) 本件収入についての、上記(1)の担当者の説明は、実施要領に照らして正当なものとは認められず、処分庁が、本件収入について実施要領第8・3・(2)・イに該当するとしたことには誤りはないものと認められるから、本件処分を違法・不当ということとはできない。

## 3 請求人は上記第3のとおり、本件処分の違法・不当を主張する。

しかし、請求人は直接居住者から収入を得るのではなく、請求人が雇用されている株式会社〇〇から給料を支給されているのであり、請求人が行う〇〇作業により居住者に受益を生じているとしても、居住者自身が請求人に対し対価を支払う義務を負う関係にあるとは認められない。また、請求人の提出した資料32に、「居住者より、過去4年間に渡る、居住者個人の、〇〇作業に対する謝礼として現金一万円を受け取りました。」とあることからしても、請求人はあらかじめ報酬を期待して、当該居住者の〇〇作業を行ったのではなく、善意で当該行為を行い、長年にわたる請求人の善意の行為に対して、当該居住者が請求人に対する感謝の気持ちから支払ったものと認められるのであるから、処分庁が本件収入を実施要領第8・3・(2)・イの仕送り、贈与等による収入に該当するとして本件処分を行ったことに違法・不当な点はない。

また、請求人は、過去に本件収入に類似した収入を申告した時には、全額を収入認定されずに一定の控除を受けたのだから、今回も同様に控除すべきと主張するが、請求人のあげる各事例が本件収入と取扱いを同じくすべきものであるかは明らかではなく、仮に過去の各事例が本件収入と取扱いを同じくすべき収入であったとしても、本件収入を全額収入認定した本件処分に違法・不当な点がないことは上記のとおりであるから、請求人の主張を認めることはできない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成